

教育ローン（三菱UFJニコス保証）



商品名	教育ローン
保証会社	三菱UFJニコス株式会社
お使いみち	<p>教育資金</p> <p><対象教育施設></p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高校、高専、大学、短期大学、大学院 特別支援学校、予備校・塾、外国の学校で、法人格を有する教育施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受験にかかる費用（受験料、交通費、宿泊費等） 2. 入学にかかる費用（入学金、寄付金、設備費用等） 3. 授業にかかる費用（授業料、教材費、研修費、合宿費等） <p>※授業料の前・後期分納付等の場合で、残額の納付がローン実行日以降6ヵ月以内に発生する資金を含みます。</p> <p>※一回のお申込みでご利用いただける金額は、1年度分が上限となり、複数年度分まとめてのお申込みはできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 下宿にかかる費用（家賃、敷金、礼金、保証金、仲介手数料等の初期費用） <p>※家賃は、賃貸借契約書等で月額が確認でき、かつ最長12ヵ月分を限度とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 他社教育ローンの借換資金 <p>※他金融機関、信販会社等、教育ローンと判断できるものを対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. ローン申込以前3ヵ月以内、およびローン申込後、実行までに自己資金等で支払済の教育資金 <p>※領収書等をご提出いただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代等） 8. 上記1～4の場合は、資金用途確認資料金額の120%を融資限度額とします。 <p>※お使い途が入学案内、納付書、領収書、契約書等により確認でき、原則ご融資金をお支払先の口座へ借主名義で直接振込できるものに限ります。</p> <p>※「他社教育ローンの借換資金」の場合、返済状況が確認できる資料（返済予定表のコピー、返済通帳のコピー）をご提出いただき、融資金振込後、清算相手となる金融機関等が発行する完済証明書をご提出いただきます。</p>
ご利用いただける方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申込時の年齢が20歳以上で最終返済時72歳以下の個人の方 2. 入学予定または就学中のお子さまがいる方 <p>※入学予定または就学中の就労者ご本人の申込も可能です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 安定継続した収入がある方 <p>※外国人の方は永住許可を受けている方に限ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 自宅または勤務先が当行の営業区域内である方 5. 保証会社の保証が得られる方
ご融資金額	10万円以上700万円以内（1万円単位）
ご融資期間	<p>6ヵ月以上15年以内（6ヵ月単位）</p> <p>※在学期間中最長6年（1ヵ月単位）の元金返済据置が可能です。</p> <p>据置期間中はお利息のみ、毎月お支払いいただきます。</p>
ご融資金利	<ol style="list-style-type: none"> 1. 変動金利方式 <ol style="list-style-type: none"> (1) 前月末の当行の長期変動貸出基準金利+0.80%（保証料を含む） (2) 毎年4月1日および10月1日現在の当行の長期変動貸出基準金利を基準として見直し、7月および翌年1月の約定返済日より適用します。利率の変更にもない元利返済金も変更されます。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 金利優遇 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅ローンまたは住宅金融支援機構をご利用の方は1.0%適用金利を優遇いたします。

	<p>(2) 住宅ローンまたは住宅金融支援機構のご利用のない方は、下記①～⑤の金利優遇項目のお取引実績により1項目につき0.2%、最大1.0%まで適用金利を優遇いたします。</p> <p>①給与（年金）振込あり ②公共料金等の自動引落しが2項目以上あり ③中京カードの会員 ④<中京>ダイレクト契約あり ⑤健康宣言チャレンジ事業所認定を受けた事業所の役職員またはその家族</p> <p>※(1)(2)の併用はできません。 ※対象となるお取引は、いずれもご本人が該当する場合のみとなります。（ただし⑤は除きます） ※ローンお申込と同時にご契約いただく場合でも金利優遇の対象となります。 ※お借入時の金利優遇は最終返済時まで適用されます。 返済期間中での取引項目の増減に伴う金利優遇の見直しは行ないません。 ※中京カードは中京銀行グループ会社である株式会社中京カードが発行するクレジットカードです。中京カードをご利用いただく場合、別途年会費が必要です。 ※健康宣言チャレンジ事業所認定を受けた事業所とは、全国健康保険協会愛知支部、および健康保険組合連合会愛知連合会から「健康宣言チャレンジ認定証」（以下、「認定証」といいます。）を発行された事業所を指します。 ローン申込時に「認定証」の写しをご提示いただき、申込日現在で認定期限内であることを確認させていただきます。 健康宣言チャレンジ事業所認定を受けた事業所の役職員またはその家族が金利優遇の対象となります。</p>
ご融資日	随時
ご返済方法	<p>1. 原則として、融資日から起算して15日以上45日以内の2日、7日、12日、17日、22日および27日のうちお申込人の希望する日を初回返済日とし、以後毎月同日を約定日とする元利均等月賦返済。 （返済日が融資実行日の応答日でない場合は、初回徴求利息のみ年利の日割計算）</p> <p>2. 6ヵ月単位の元利均等半年賦返済（融資金額の50%以内）の併用も可。</p>
保証人	<p>原則として不要。 ただし、保証会社の保証条件として連帯保証人が必要な場合があります。</p>
担保	不要
保証会社手数料	不要
その他手数料	全額繰上返済、返済条件の変更をされる場合、5,500円（消費税含む）の取扱手数料をお支払いいただきます。ただし、実行から完済までの期間が12ヵ月以内の場合は無料です。
団体信用生命保険への加入	不要
ご用意いただく書類	<p>1. 本人確認資料 運転免許証、健康保険証など</p> <p>2. 年収確認資料 (1) 給与所得者の方 最新年度の源泉徴収票、住民税決定通知書、所得証明書等の公的証明書 新社会人または転職者の方は直近3ヵ月分の給与明細書 (2) 自営業の方 最新年度の納税証明書（その2）または、税務署受領印のある確定申告書</p> <p>3. 資金使途確認資料 (1) 入学案内、納付書、領収書、契約書など</p>

	<p>(2) 「他社教育ローンの借換費用」の場合は、返済状況が確認できる資料 (返済予定表のコピー、返済通帳のコピー)</p> <p>(3) 納付済の資金に関しては領収書等</p> <p>4. 保証人関係書類 保証人が必要な場合、保証人の本人確認資料、年収確認資料などお申込人に提出いただく書類と同様となります。</p> <p>5. 金利優遇を受けられる場合にご用意いただく書類 健康宣言チャレンジ事業所認定を受けた事業所の役職員またはその家族…認定期限内の「認定証」の写し</p> <p>6. 元金返済据置期間を設定される場合 残りの在学期間を確認できる資料</p>
<p>仮審査申込</p>	<p>年収や資金使途の確認資料等をご用意いただくことなく事前に仮審査ができます。資金計画をお立ての際など計画的なお借入をいただくためにご利用ください。</p> <p>1. 仮審査申込を受付する場合は、以下の内容にご留意ください。</p> <p>(1) 正式申込時には、お使い途をご確認させていただくための確認資料が必要となります。</p> <p>(2) 仮審査により仮承認された場合であっても、仮審査結果の回答は将来にわたり融資を予約するものではありません。</p> <p>(3) 融資契約の内容および保証人の保証契約は正式申込後に契約する金銭消費貸借契約証書によって確定および成立します。</p> <p>(4) 仮審査により仮承認された場合、有効期限内にローンの実行ができなければ仮承認は無効となります。</p> <p>(5) 仮承認後に正式申込をした場合において、仮審査申込書に記入した内容と正式申込書ならびに確認資料の内容とが相違している場合、仮審査の結果に関わらず融資をお断りする場合があります。</p> <p>(6) 仮審査申込書は仮審査の結果に関わらず返却いたしません。</p> <p>※連帯保証人が必要な場合は、仮審査申込の後、再度、正式申込により再審査を行なう必要がございます。</p> <p>2. ご本人の確認 運転免許証、健康保険証などをご用意ください。</p> <p>3. 仮審査申込書の記入 窓口で仮審査申込書をご用意しておりますので、必ずお申込のご本人が自署ください。</p>
<p>その他 参考となる事項</p>	<p>1. 窓口にお申付けいただければ、ご返済額を試算します。</p> <p>2. ご融資金利は店頭にてご確認ください。</p> <p>3. お申込に際しては当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご要望にそえない場合がございますのでご了承ください。</p> <p>4. その他ご不明な点窓口にお問合せください。</p>